広報みやしろ「町民の方からの持ち込み記事」の掲載基準

１　趣旨

　この基準は、町民が実施する事業内容等を広報みやしろの「フォレストみやしろ」欄に掲載する基準を明確にすることにより、広報の公平性を確保することを目的として定めるものです。

２　「フォレストみやしろ」の役割

　町民の情報交流を図り、町民活動の活性化を支援するため「フォレストみやしろ」を設けています。

３　掲載要件

「フォレストみやしろ」に掲載できる「町民の方からの持ち込み記事」は、次のア～エのすべてに該当する場合とします。ただし、その内容に公共性及び公益性があり、町長が特に必要と認めたものは掲載するものとします。

ア．宮代町に在住・在学・在勤の者１人以上で構成する団体

宮代町に在住・在学・在勤の者１人以上で構成する団体とします。また、政治的、宗教的、営利的な依頼は受け付けません。

イ．活動拠点が町内にある団体

活動拠点が町内にある団体とします。活動拠点が町外にある団体は掲載しません。

ウ．会場が町内にある公共施設であること

会場が町内にある公共施設とします。ただし、自然観察やボーイスカウトなど、活動内容やその目的を、町の公共施設では達成できない場合には、本項は適用しません。

エ．活動内容が、広く町民が参加できる健全な活動であること

４　掲載不可要件

　次のア～シのいずれかに該当する場合は、掲載できません。

ア．宗教的、政治的、又は選挙活動となるもの

イ．営利を目的とするもの

(1)主催者が講師を務め、会費の中から講師謝金を受け取っている教室・体験講座など

(2)費用の合計が、会場借り上げ費・講師謝金・材料費・資料代などの必要経費よりも高額になるもの

ウ．公益を害する恐れのあるもの

エ．「広報みやしろ　掲載依頼書」を使用せずに掲載依頼のあったもの

オ．同一内容で、前月号に掲載したもの

カ．対象が極端に制限されるもの（同窓会や会員限定の催し等）

キ．会場が個人宅のもの

ク．掲載意図及び内容が不明確なもの

ケ．代表者又は責任者が不明確なもの

コ．問い合わせ先が町内の者でないもの

サ．編集時に掲載することが不適当と判断されたもの

５　注意事項

ア．広報紙の紙面が限られているため、掲載できる情報は必要最小限とします。

イ．掲載希望が多い場合には、参加費・会費などが無料であるものを優先します。

ウ．掲載依頼が多数で紙面に入りきらない場合は、秘書・広報担当で抽選して掲載記事の決定をします。

エ．掲載不可となった場合には、掲載依頼書記載の「連絡先」あてに連絡します。

オ．掲載記事の内容については、町は責任を負いません。

カ．掲載記事については、町ホームページにも公開されます。

６　申込方法

(1)掲載の申込み

ア．所定の掲載依頼書を総務課広報担当に直接・郵送・FAX又はEメールで提出してください。費用が１回1,000円以上のものに関しては、「事業計画書」を併せて提出してください。

　イ．提出締切は、ホームページ又は広報担当までご確認ください。※掲載希望月の前々月の25日（25日が土日祝の場合は前にずれます）

問　総務課広報担当　34･1111内線207、208